

# 財産管理運用規程

## 1. 目的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会(以下「協会」という)の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という)定款第5章第44条に規定する、公益目的事業を行うために不可欠な特定財産(以下「不可欠特定財産」という)、基本財産及びその他法令上の区分に基づく財産の維持管理、処分等に関する基本的事項を定めることにより、協会の適正な事業運営を図ることを目的とする。

## 2. 管理責任者

会長は、前条に規定する財産の管理の適正を期するため、専務理事等を管理責任者として、その管理に当たらしめるものとする。

(2) 管理責任者は、別に定める財産管理台帳に基づき、法令等に定める財産の区分に応じ、て当該財産を管理しなければならない。

## 3. 不可欠特定財産の維持管理

会長は、不可欠特定財産については、法令、定款等に定めるところにより、適正な維持管理に努めなければならない。

(2) 不可欠特定財産は、財産管理台帳において、使用している事業との関連性を明確にしておかなければならない。

(3) 不可欠特定財産は、公益目的保有財産(公益法人認定法第18条第6号・同法施行細則第26条第3号)であり、貸借対照表には基本財産として表示する。

## 4. 不可欠特定財産の処分等

不可欠特定財産は、当協会の事業遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(2) 前項の場合には、理事会において、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その3分の2以上の議決を得なければならない。

## 5. 基本財産の構成

基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

① 不可欠特定財産

② 基本財産とすることを指定して寄付された財産

③ 理事会において基本財産として繰り入れることを議決した財産

④ その他基本財産として定めた財産

## 6. 基本財産の維持管理

基本財産(第3項の不可欠特定財産を除く。)は、公益目的事業を行うために不可欠な財産であり、会長は、その適正な維持管理に努めなければならない。

(2) 基本財産は、財産管理台帳において、使用している事業との関連性を明確にしておかなければならない。

## 7. 基本財産の処分等

基本財産は、当協会の事業遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分し、又

は担保に供することができる。

(2) 前項の場合には、理事会において、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数の議決を得なければならない。

#### 8. その他の財産の維持管理

その他の財産（不可欠特定財産及び基本財産以外の財産）については、会長は、この規程に基づき、適正な維持管理、処分及び運営に努めなければならない。

(2) 金融資産については、常に社会経済情勢を勘案し、有効適切な運用を図るものとする。

(3) その他の財産が管理業務のほかその他必要な業務活動の財源に充てる運用財産である場合には、貸借対照表においては特定資産として計上した上で、合理的な範囲で公益目的保有財産にはしないことを財産管理台帳において明記しなければならない。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキーマスター協会設立登記のあった日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 3月24日から施行する。